

高年齢雇用継続給付の申請時の必要書類

<申請書>

- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書
ダウンロード先はこちら→様式のみ印刷・内容を入力して印刷どちらも可能
※マイナンバーを記載してください。
- ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
(ダウンロード不可。来所または郵送にて用紙を請求してください。郵送で請求する場合は、必要部数を明記の上、切手を添付した返信用封筒を同封し、雇用継続課までお送りください。)

<高年齢雇用継続給付対象者からもらうもの>

- 受給資格確認票の”申請者氏名”欄の記名(同意書があれば不要)
- マイナンバーの登録がない場合は、生年月日確認資料※コピー可
(運転免許証、または住民票、またはパスポートなど)
- 手書きで申請書を作成している場合のみ通帳のコピー
(本人名義のもので、現在存在する金融機関のもの)
※または、キャッシュカードコピー、または銀行窓口でもらう確認印でも可

<事業所が用意するもの>

- 適用事業所台帳(あれば)
- 受給資格確認票の事業主の記名
- 六十歳到達時等賃金証明書(2枚目)の欄外の捨印の押印
- 六十歳到達時等賃金証明書に記載した内容が全て確認できる賃金台帳と出勤簿等
- (支給申請を行う場合)支給対象期間の賃金台帳と出勤簿
- 交通費等の支給日がわかる書類(賃金台帳にない場合)

<申請可能期間について>

- ・賃金登録の場合・・・要件該当日の翌日から提出いただけます。
- ・同時申請、支給申請の場合・・・支給申請期間の翌月から提出いただけます。
- ・申請期限は支給期間開始月から4か月後の末日までです。

ハローワーク飯田橋 雇用継続課
〒112-8577
東京都文京区後楽1-9-20
03-3812-8609(11#)

【令和3年8月1日】